

北本市野外活動センター 利用要領

利用申込について

利用申込(以下、「申込」という。)とは、利用申請書の提出をする前に利用しようとする施設を仮押さえすることです。

- 1 センター施設を利用しようとする者は、利用申請(以下、「申請」という。)前に申込をしなければなりません。
- 2 申込日から起算して8日以内(1週間以内)に申請がなされないときは、利用の意思がないものとし申込を取り消すこととします。
- 3 電話申込のできる期間は、申込当日から3ヶ月先同日の前日までとします。
- 4 利用日当日の申込については、仮押さえすることはできず窓口での申請が優先されます。

利用申請について

- 1 センター施設を利用しようとする者は、申込後もしくは申込と同時に利用許可申請書を提出しなければなりません。
- 2 申請時間は、午前8時30分～午後4時45分までとします。
- 3 申請期限は、申込日から起算して8日以内となります。ただし、利用しようとする日が申込日から起算して7日以内の場合は申込日もしくはその翌日までに申請しなければなりません。
- 4 デイキャンプを利用日当日に申請するときの期限は正午までとします。
- 5 ナイトキャンプを利用しようとするときの申請期限は、利用しようとする日から起算して8日前(1週間前)までとします。
- 6 利用申請する者は、条例により定められた利用料金を申請時に納付しなければなりません。
- 7 前項の規定にかかわらず、特別な理由があるときは所長の判断によるものとします。

利用人数について

利用人数は、利用の許可を得た利用時間内に入場する総数となります。各施設の最大人数(定員)は、以下のとおり定められています。

施設名		単位	定員	備考
管理棟	多目的ホール	1室	100人	・実数により人数計算
	体験学習室		40人	
	会議室		30人	
	大広間	1室	100人	
	浴室		15人	
キャンプ場	テントサイト	1区画	6人	・小学生以下は3人を2人として人数計算
	バンガロー	1棟	6人	

禁止事項等について

各施設の禁止事項等は、以下のとおり定められています。利用者は、その他記載のない事項について職員から指示等があったときは速やかに従わなければなりません。

施設名	内 容	備 考
管理棟	・火気	・禁止事項
	・貸室以外での電気の使用	
	・大きな音が発生するもの	・指定管理者の承認を要する事項
	・大きい機材等の搬入	
	・飾り付け	
	・消費電力の大きなもの	
キャンプ場	・大屋根下やその付近での火気	・禁止事項
	・ペットの入場	
	・音楽	
	・炊事場内の椅子やテーブルの使用	
	・かまどに水をかける行為	
	・通路など共有場所の使用	
	・通常範囲外(キャンプ用品以外のもの) の機材搬入など	・指定管理者の承認を要する事項
広場	・火気	・禁止事項
	・占有する活動	
	・ペットの入場	
	・テント(ポップアップ含む)の使用	
	・スパイクなど芝を傷付けるもの	
	・野球やゴルフ等の練習	
	・自転車やバイク等の乗り入れ	
施設全域	・花火	・禁止事項
	・自転車等の走行	
	・植物の採取	
	・他人に危害や迷惑を及ぼす行為	